

(記入例) 土砂災害

社会福祉施設等

提出日を記入

平成

年

月

日

佐伯市長 田 中 利 明 様

施設名

記入

代表者名

記入

印

土砂災害にかかる避難確保計画について（報告）

標記の件について計画を定めましたので、別添のとおり報告します。

なお、施設の概要については次のとおりです。

建物構造 :

(例)
・鉄筋コンクリート造 2階建て
・木造 平屋建て
など、階数も記載すること

職員総数 :

名

それぞれ人数を記入（提出日現在の人数）

利用者数
(入所者数等) :

名

(提出日現在)

担当者（又は作成者）

氏名 :

記入

連絡先 :

記入

作成日を記入

作成日 平成 年 月 日

(平成 -- 年 -- 月 -- 日 改訂)

避難確保計画

(土砂災害時)

住 所 住所を記入（佐伯市～）

施設名 施設名を記入 印

1 目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下「避難確保計画」という。）は、土砂災害防止法8条の2に基づき、本施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成または必要に応じて見直し・修正したときは、土砂災害法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務する職員（以下「職員」とする。）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という。）に適用する。

4 防災体制に関する事項

（1）各班等の任務と組織

1) 各班等の任務

① 指揮者

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮者、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

③ 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、生徒等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

※ 班員については、夜間も対応できるよう考慮し作成すること。

※ 班長不在の場合は、班員の中からあらかじめ代理を指名しておくこと。

施設管理者は、施設の代表者や施設長等の責任者とする。

施設統括 施設管理者 役職名記入 氏名記入

指揮者 役職名記入 氏名記入

指揮者は、管理職や施設に精通した方が望ましい。

役職	氏名
班長	氏名記入
班員	氏名記入
班員	氏名記入

班員については、最低2名記入。（職員がない場合は結構です）

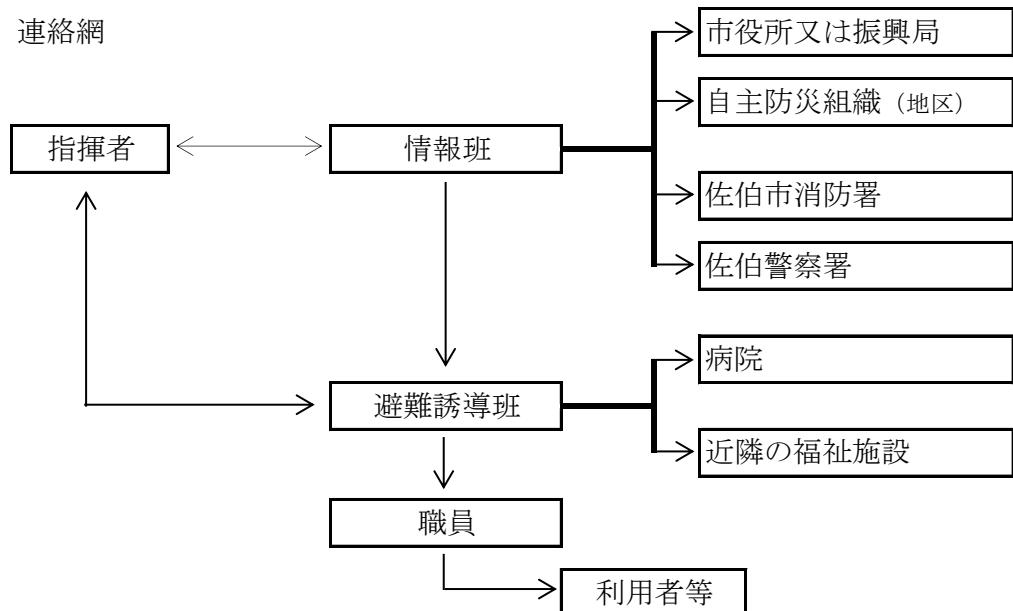
3名以上記入したい場合は、列を挿入するか別紙に記入し提出すること。

役職	氏名
班長	氏名記入
班員	氏名記入
班員	氏名記入

3) 参集基準

情 報	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・職員全員

4) 連絡網



5) 関係機関緊急連絡先

※別添1 「外部関係機関 緊急連絡先」に記載されているもの以外

機関名等	電話番号	
九州電力佐伯営業所（電気）	0120-986-506	
佐伯市 水道課（水道）	22-4620	
必要であれば記入	必要であれば記入	
必要であれば記入	このほか、病院や協力施設などを記入する (ガス、電話会社など)	
必要であれば記入	必要であれば記入	
必要であれば記入	必要であれば記入	
必要であれば記入	必要であれば記入	

(2) 事前対策

台風の接近など、あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

(3) 情報収集及び伝達

情報班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により情報を収集し、指揮者、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに市役所・消防署等へ通報する。

《主な情報及び収集方法》

収集する情報	収集方法	職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	電話 メール、LINE等
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	電話 メール、LINE等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示（緊急）	市役所等 テレビ・インターネット	電話 メール、LINE等

《情報伝達の内容・連絡先等》

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先 (別添1 参照)
前兆現象	情報班	電話	市役所（防災危機管理課）
被害情報	情報班	電話	市役所（防災危機管理課）
避難準備等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者等
		電話	市役所（防災危機管理課及び担当課）
避難開始等について	避難誘導班	館内放送 口頭	利用者等
		電話	市役所（防災危機管理課及び担当課） 家族（保護者）

5 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導等

佐伯市が指定する「指定緊急避難場所」のうち、避難するうえで最も適当である場所を記載する。
(一覧表は佐伯市HPに掲載しています)

- 1) 避難誘導する、指定緊急避難場所 →

避難場所記入

- 2) 立退き避難が危険な場合に避難誘導する、施設内の部屋 ↓

階数	部屋（室）名
階数記入	部屋名記入

施設内で、なるべくガケから離れた部屋



施設外への避難を考えていない場合は、1)、2) の文字を全て削除し、その理由を記入する。

(2) 避難基準

- 1) 市役所等からの情報に基づく判断

次の避難勧告等の発令や気象情報の発表があった場合に、避難等を開始する。

- 避難開始基準： ①「避難準備・高齢者等避難開始」の発令 または
②「土砂災害警戒情報」の発表

2) 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を持つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

『土砂災害の前兆現象』

- ・ がけの表面に水が流れ出す
- ・ がけから水が噴き出す
- ・ 小石がパラパラと落ちる
- ・ がけからの水が濁りだす
- ・ がけの樹木が傾く
- ・ 樹木の根の切れる音がする
- ・ 樹木の倒れる音がする
- ・ がけの割れ目が見える
- ・ 斜面が膨らみだす
- ・ 地鳴りがする

(3) 避難方法

1) 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ① 3の(1)の1)に記載した、指定緊急避難場所までの移動は車によるものとする。
(車両及び運転手を常に確保し、夜間等においても運転手となる職員とは連絡が取れるようにしておくこと。)

- ② 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

2) 施設内避難の場合

- ① 3の(2)の1)に記載した、施設内への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は、車いす利用者を優先する。
- ② 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

1) 指定緊急避難場所へ避難の場合

経路図は、別添2のとおりとする。 別紙に作成すること

2) 施設内避難の場合

施設館内の避難経路は、エレベータ及び各階段とする。
(エレベータ使用については、停電等の可能性を考慮すること)

(5) 施設内及び周辺の定期点検と避難経路の把握

1) 施設内及び周辺の定期点検

施設内や避難場所へ移動する際、支障となる物がないか定期的に点検を行い、ある場合は速やかに移動し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

2) 避難経路の把握

避難場所までの避難経路を確認しておくとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員間で情報を共有しておく。

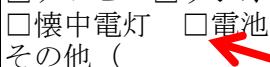
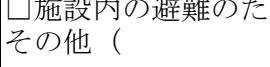
(6) 避難の実施

避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します。」と、職員及び利用者等に周知する。

また、家族（保護者）及び市役所等へも、避難開始と完了時に連絡する。

6 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- (1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、維持管理に努める。
- (2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次表に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備、資器材等
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー その他（  ）
避難誘導	 準備している資器材等全てにチェックを入れる。 <input type="checkbox"/> 名簿（職員等、利用者等） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具など その他（  ）

7 防災教育及び訓練の実施に関する事項

(1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

なお、研修は訓練と合わせて実施を計画することを基本とし、その主な内容は以下のとおりである。

- ① 土砂災害の前兆現象について
- ② 情報収集及び伝達体制
- ③ 避難判断・誘導
- ④ 本避難確保計画の周知

(2) 訓練

避難訓練は研修と一緒に実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
- ② 情報収集及び伝達
- ③ 避難判断
- ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

(3) 訓練の実施時期

出水期前（4月～5月中）に、全職員及び利用者等を対象とした訓練を実施する。
なお、新規採用職員に関しては、別に研修を実施することとする。

8 添付資料

… 別添 1 (外部関係機関 緊急連絡先)

別添 2 (指定緊急避難場所へ避難の場合の経路図)

外部関係機関 緊急連絡先

関係機関名	連絡先
佐伯市消防署	22-3301
佐伯警察署	22-2131
佐伯土木事務所	22-3171
国土交通省 佐伯河川国道事務所	22-1880

佐伯市役所	22-3111
防災危機管理課	22-4567
社会福祉課	22-4150
障がい福祉課	22-4514
こども福祉課	22-3972
高齢者福祉課	22-3117
上浦振興局	32-2111
弥生振興局	46-1111
本匠振興局	56-5111
宇目振興局	52-1111
直川振興局	58-2111
鶴見振興局	33-1111
米水津振興局	35-6111
蒲江振興局	42-1111
佐伯市教育委員会 学校教育課	22-4670

《指定緊急避難場所へ避難の場合の経路図》

施設から指定緊急避難場所への経路図を作成して貼り付け